

〔別紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和4年9月1日 至 令和5年8月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 坂本内科

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人 出資額限度法人 その他③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県長崎市ダイヤランド二丁目 21 番 2 号

(3) 設立認可年月日 平成 8 年 9 月 19 日

(4) 設立登記年月日 平成 8 年 9 月 27 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	坂本 裕二	
理 事	坂本 眞知子	
同	坂本 亮介	
監 事	源田 絵理子	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	坂本内科	長崎県長崎市ダイヤランド二丁目 21 番 2 号	0

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 10 月 27 日 令和 4 年 8 月期決算の決定

令和 5 年 1 月 25 日 理事報酬の減額

法人名 医療法人 坂本内科
 所在地 長崎県長崎市ダイヤランド2丁目21-2

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和 5年 08月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	25,001	I 流 動 負 債	1,752
II 固 定 資 産	14,544	II 固 定 負 債	244
1 有 形 固 定 資 産	14,157	負 債 合 計	1,996
2 無 形 固 定 資 産	223	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	164	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 余 剰 金	0
		III 利 益 余 剰 金	27,549
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	37,550
資 産 合 計	39,546	負 債 ・ 純 資 産 合 計	39,546

法人名 医療法人 坂本内科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市ダイヤランド2丁目21-2

損 益 計 算 書
(自 令和 4年 09月 01日 至 令和 5年 08月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	<
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	74,446
2 事業費用	77,472
本来業務事業損失	3,026
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	3,026
II 事業外収益	119
III 事業外費用	0
経常損失	2,906
IV 特別利益	50
V 特別損失	57
税引前当期純損失	2,914
法人税等	71
当期純損失	2,985

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 坂本内科
 所在地 長崎県長崎市ダイヤランド2丁目21-2

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
 (令和 5年 08月 31日現在)

1. 資 産 額	39,546 千円
2. 負 債 額	1,996 千円
3. 純 資 産 額	37,549 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	25,001
B 固 定 資 産	14,544
C 資 産 合 計 (A+B)	39,546
D 負 債 合 計	1,996
E 純 資 産 (C-D)	37,549

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人 坂本内科

理事長 坂本 裕二 殿

私は、医療法人 坂本内科の令和4年会計年度（令和4年9月1日から令和5年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年10月27日

医療法人 坂本内科

監事 源田 絵理子